

## 広島市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等に係る事務処理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等に関して、法、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「省令」という。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第11条ただし書き及び第12条第2号ロの国土交通大臣が定める基準（平成29年国土交通省告示第941号。以下「告示」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (登録の申請等)

第2条 法第9条第1項の規定による登録の申請を行う者は、省令第7条に規定する登録申請書及び省令第10条に規定する添付書類をセーフティネット住宅情報提供システムにより市長に提出するものとする。

2 省令第10条第2号から第4号及び第6号に規定する書面は、欠格要件に関する誓約書(様式第1号)とする。

3 省令第10条第7号に規定する市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 告示第1条に規定する共同居住型賃貸住宅である場合は、各専用部分及び共用部分の床面積並びに設備等が備えられていることが確認できる図面
- (2) 賃貸住宅の家賃の額が、次項に規定する賃貸の条件に関する基準以外の場合は、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められたものであることを示す書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

4 省令第14条に規定する賃貸の条件に関する基準は別表第1とする。

### (登録の通知)

第3条 法第10条第3項の規定による通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録通知書(様式第2号)により行うものとする。

### (登録の基準に適合しない旨の通知)

第4条 法第10条第4項の規定による通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録基準不適合通知書(様式第3号)により行うものとする。

### (登録の拒否の通知)

第5条 法第11条第2項の規定による通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録拒否通知書(様式第4号)により行うものとする。

### (登録事項等の変更の届出)

第6条 法第12条第1項の規定による登録事項等の変更の届出を行う者は、省令第17条第1項に規定する登録事項等変更届出書及び同条第2項に規定する添付書類をセーフティネッ

ト住宅情報提供システムにより市長に提出するものとする。

(登録事項等の変更の通知)

第7条 前条の届出が法第10条第1項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業変更登録通知書(様式第5号)により通知する。

(変更登録の基準に適合しない旨の通知)

第8条 第6条の届出が法第10条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業変更登録基準不適合通知書(様式第6号)により通知する。

(登録簿の閲覧)

第9条 法第13条の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿(以下「登録簿」という。)の閲覧は、広島市都市整備局住宅部住宅政策課、区役所建設部(農林建設部)建築課(以下「閲覧所」という。)において行う。

(登録簿の持出禁止)

第10条 登録簿を閲覧する者は、登録簿を閲覧所の外に持ち出すことができない。

(廃止の届出)

第11条 法第14条第1項の規定による廃止の届出は、廃止届出書(様式第7号)の正本1部及び副本1部を市長に提出するものとする。

(報告の徴収)

第12条 法第22条の規定により登録事業者に報告を求めるときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅管理状況報告依頼書(様式第8号)により行うものとする。

2 前項の規定により報告を求められた登録事業者は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅管理状況報告書(様式第9号)を提出して報告するものとする。

(指示)

第13条 法第23条の規定により登録事業者に指示するときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅改善事項通知書(様式第10号)により行うものとする。

2 前項の規定により必要な措置をとるべきことを指示された登録事業者は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅改善状況報告書(様式第11号)を提出して報告するものとする。

(登録の取消の通知)

第14条 法第24条第3項の規定による登録の取消の通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録取消通知書(様式第12号)により行うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項で、登録等に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月10日から施行する。

別表第1

項目	基準
賃貸の条件	省令第14条に規定する「賃貸住宅の入居者の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるもの」とは、賃貸住宅の家賃の額が、86,900円以下であることとする。